

はり・きゅう、あん摩・マッサージ・指圧師の正しいかかり方

◆健康保険が使えるのは一定の条件を満たす場合に限られますのでご注意ください◆

- ・ 下記の**慢性病**
- ・ 医師による**適当な治療手段のないもの**
- ・ **医師が施術を必要**と認めたもの
(医師の「同意書」または「診断書」が必要です)
(3か月(変形徒手矯正術は1か月)以上継続する場合は、医師の再同意が必要です。)

※ 健康保険の対象の「病気」や「症状」

《はり・きゅうの場合》	《あん摩・マッサージ・指圧の場合》
◆神経痛 ◆リウマチ ◆頸腕症候群 ◆五十肩 ◆腰痛症 ◆頸椎捻挫後遺症	◆筋麻痺 ◆関節拘縮
・慢性的な疼痛のある疾病に対し、 <u>医師による適正な治療手段がなく、治療上の効果があると医師が認めた場合に限り対象となります。</u>	・あん摩・マッサージ・指圧は病名によることなく、症状に対する治療が対象となります。 ・筋肉が麻痺して自由に動けない等の症状が対象となります。(疲労回復や疾病予防などは、健康保険の使用不可)

注) 医療機関と同時に健康保険を使うことはできません。

同一の傷病で同時期に「医療機関」での治療と「はり、きゅう師」の施術を重複並行的に受けた場合、「はり、きゅう施術」で健康保険を使うことはできません。

(『医師による適当な治療手段のない』状態とは言えない。全額自己負担。)

注) 施術費用は一旦全額自己負担となります。

施術費用を患者が窓口で一旦『全額』支払い、後日ご自身(会社経由)で健保組合に療養費申請をし、健保組合で審査して、自己負担分を除いた額の払い戻しを受けることができます。

**健保組合が、施術内容についてお尋ねする場合がありますので、ご協力をお願いします。
必要に応じて施術の同意をされた医師への照会をさせていただく場合もございます。**

【問い合わせ先】東海放送健康保険組合 TEL 052-951-3759